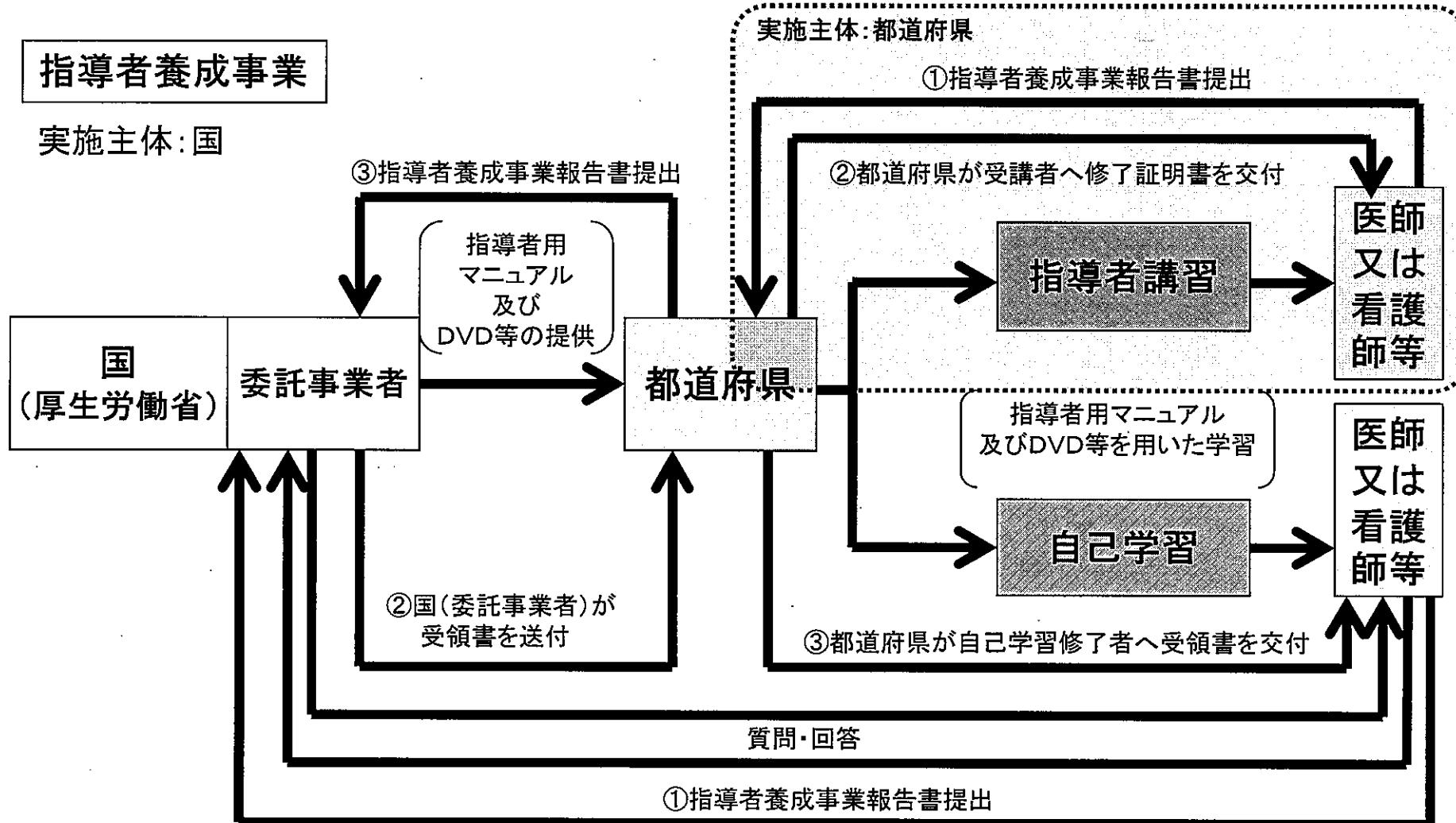


# 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業 (特定の者対象)



## 都道府県研修の講師について

- ※ 基本研修の講義及び演習については、指導者養成事業により講習又は学習を修了した医師、看護師等（これと同等以上の者を含む。）が講師となること。
- ※ 基本研修（講義）のうち、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、上記に問わらず、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師として差し支えない。